

2014年03月07日

## 消費税法改正に伴う御請求、御支払について

平素は格別のお引き立てに預かりまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年8月に

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(以下、「改正消費税法」)

が成立し、正式に平成26年4月より消費税率が8%に改定されることになりました。

つきまして、この「改正消費税法」施行に伴い、弊社よりお客様へ御請求させていただく消費税等の取り扱いに下記のとおりご案内申し上げます。

敬 具

### 記

#### 1. 新税率適用について

原則、平成26年3月31日までに弊社からの商品・サービス等のご提供期にかかる部分につきましては、旧税率5%が適用され、平成26年4月1日以降につきましては新税率8%が適用されます。

経過措置があるものを除き8%で御請求させていただきます。

#### 2. 御請求について

月末締め以外のお客様も含めまして、平成26年3月31日において一旦締切り、旧税率5%にて御請求書を発行させていただきます。

また、月末締め以外のお客様には、平成26年4月1日から該当締め日までを、新税率8%にて御請求書を発行させていただきます。

#### 3. 御支払について

月末締め以外のお客様も含めまして、平成26年3月31日において一旦締切り、旧税率5%にて御支払書を発行させていただきます。

また、月末締め以外のお客様には、平成26年4月1日から該当締め日までを、新税率8%にて御支払書を発行させていただきます。

#### 4. お問い合わせ先

株式会社 3WM      電話番号:052-659-5200

消費税法改正に伴う御請求、御支払について

以上